

墨田中学校同窓会会則

昭和二十六年四月一日制定

第一章 総則

- 第一条 本会は、墨田中学校同窓会（略称 墨中同窓会）と称する。
- 第二条 本会は、事務局を墨田中学校におく。
- 第三条 本会は、同窓生相互の親和と交流及び墨田中学校の教育上の諸活動への支援協賛を目的とする。

第二章 会員

- 第四条 本会の会員は、墨田中学校卒業生をもって会員とする。
- 第五条 本会の賛助会員は、墨田中学校に在籍する職員及び旧職員とする。

第三章 会計

- 第六条 本会計は、新卒業生による入金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第七条 本会計は、理事会において収支報告を行う。
- 第八条 本会計は、事務局に墨田中学校職員を加え、これにあたる。
- 第九条 会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第四章 組織

- 第十条 本会は、会長一名、副会長若干名、事務局若干名、会計監査二名を役員とする。
- 第十一条 本会は、顧問及び相談役をおくことができる。
- 第十二条 役員は理事の互選による。
- 第十三条 顧問及び相談役は、理事会において決定する。
- 第十四条 理事は理事会の推薦により、理事会で決定する。決定には、理事六名以上の賛同を必要とする。また、現 PTA 会長、及び退任した三代前の PTA 会長の四人までを理事とする。
- 第十五条 本会は、現職校長を名誉会長とする。

第五章 会議

- 第十六条 本会は、適宜、総会及び理事会を開催する。

第六章 改正

- 第一七条 本会則の改正は、理事会の過半数をもって改定できる。

付則

第一回改定 平成三十年八月七日
第二回改定 令和六年十一月二十九日
第三回改定 令和八年二月二日